

## II-6 令和6年度管内火力発電所の立入検査結果

### 1. 立入検査の目的

立入検査は、電気事業法第107条第2項又は第4項の規定に基づき実施するもので、自主保安の実態を確認し、保安確保の適正化を図ることを目的に実施しています。検査では、主任技術者の執務状況、保安規程の遵守状況、技術基準への適合状況、電気工作物の維持・管理状況が良好であるか等の確認を行い、電気事業法及び関係法令等に適合していない事項や保安上好ましくない事項があれば改善指示あるいは指導を行っています。

### 2. 検査対象の選定基準

管内火力発電所の中から、以下の選定基準により選定しています。

- ① 電気関係報告規則第3条に基づく事故報告があった発電所
- ② 電気事業法第40条の規定により技術基準に適合するように命じられた発電所
- ③ 経年劣化の恐れのある発電所
- ④ 新技術を導入した発電所
- ⑤ 社会的影響が大きいと認められる発電所
- ⑥ 保安の確保が適切でない恐れのある発電所
- ⑦ 電気保安の実態を把握する必要がある発電所

### 3. 実施状況

令和6年度の立入検査は、管内6発電所に対して実施しました。

年度別県別立入検査実施件数

	実施件数		
	4年度	5年度	6年度
徳島	0	2	1
香川	0	1	0
愛媛	3	2	3
高知	1	1	2
合計	4	6	6

#### 4. 改善事項及び気付き事項

技術基準不適合又は近い将来技術基準不適合になる可能性が高いと認められた場合、若しくは保安規程遵守違反又は保安規程を変更すべき必要があると認められた場合等の改善事項は、双方で事実確認のうえ確認書を取り交わし、改善報告書の提出を求めていきます。一方、軽微な改善事項については、事業者の自主的な改善活動の中で改善するよう指導しています。

令和6年度に確認書を取り交わした事例は次の通りです。

##### ○手続き状況に関する項目

- ・ボイラー・タービン主任技術者が変更されているにも関わらず、主任技術者選任又は解任届出書が未提出であった。

##### ○保安規程に関する項目

- ・保安規程で定める巡視・点検項目のうち、一部の項目について巡視・点検漏れが認められた。